

○東京藝術大学災害補償規則

〔平成19年3月28日
制 定〕

改正 平成22年6月22日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 平成29年12月21日
令和3年3月18日

(目的)

第1条 この規則は、本学に勤務する職員（第5条に掲げる職員をいう。以下同じ。）が業務上の災害又は通勤途上における災害により負傷、疾病若しくは障害（以下「身体障害等」という。）を被り、又はこれらの災害により死亡した場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の規定に基づく補償又は保険給付のほかに、本学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。

(業務上災害補償)

第2条 本学は、職員が業務上の事由により身体障害等を被ったとき、当該職員またはその遺族（労基法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条の規定による遺族とする。以下同じ。）に対し法定外補償を行う。

2 前項に定める身体障害等であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、この規則は適用しない。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による身体障害等
- (2) 地震、噴火、津波又は風土病又は核燃料物資（その汚染物を含む。）による身体障害等
- (3) 職員の故意若しくは故意の犯罪行為又は重大な過失のみによって生じた当該職員の身体障害等
- (4) 法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒気を帯びて若しくは麻薬、覚醒剤等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた当該運転職員の身体障害等

(通勤途上災害補償)

第3条 労災法上業務外の事由とされた通勤途上における災害による身体障害等については、労災法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による身体障害等に準ずるものとし、本規定を適用する。

(補償の内容)

第4条 この規則により行う補償の種類は次のとおりとする。

- (1) 障害補償
- (2) 遺族補償

2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は別表に定める。

(対象職員)

第5条 この規定の適用対象となる職員の範囲は次のとおりとする。

- (1) 職員（東京藝術大学職員就業規則の適用を受ける職員）
- (2) 招聘教員（東京藝術大学招聘教員就業規則の適用を受ける招聘教員）
- (3) 外国人教師（東京藝術大学外国人教師の採用等に関する規則の適用を受ける外国人教師）
- (4) 事務等非常勤職員（東京藝術大学事務等非常勤職員就業規則の適用を受ける非常勤職員）
- (5) 教育研究等非常勤職員（東京藝術大学教育研究等非常勤職員就業規則の適用を受ける非常勤職員）
- (6) 特定有期雇用職員、特定短時間有期雇用職員及び事務支援職員（東京藝術大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける職員）
- (7) 卓越教員（東京藝術大学卓越教員就業規則の適用を受ける卓越教員）
- (8) 非常勤講師（東京藝術大学非常勤講師就業規則の適用をうける非常勤講師）
（第三者の行為による事故）

第6条 業務上災害又は通勤災害が第三者の行為によって生じた場合において、職員が加害者から第4条の法定外補償に相当する損害賠償を受けた場合には、その限度において法定外補償を行わないものとする。

（損害賠償責任との関係）

第7条 本学がこの規定に定める法定外補償を行った場合には、同一の事由については、その補償額を限度として、損害賠償責任を免れるものとする。

（解釈上の疑義の取扱い）

第8条 業務上外の認定等この規則に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災法の規定並びにその運用解釈による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）障害補償

| 障害等級 | 補 償 額 | |
|---------|-----------|----------|
| | 業務上災害(万円) | 通勤災害(万円) |
| 後遺障害1級 | 1, 540 | 975 |
| 後遺障害2級 | 1, 500 | 940 |
| 後遺障害3級 | 1, 460 | 905 |
| 後遺障害4級 | 875 | 550 |
| 後遺障害5級 | 745 | 470 |
| 後遺障害6級 | 615 | 390 |
| 後遺障害7級 | 485 | 310 |
| 後遺障害8級 | 320 | 195 |
| 後遺障害9級 | 250 | 155 |
| 後遺障害10級 | 195 | 120 |
| 後遺障害11級 | 145 | 90 |
| 後遺障害12級 | 105 | 65 |
| 後遺障害13級 | 75 | 45 |
| 後遺障害14級 | 45 | 30 |

備考 業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて表に定める額を支給する。障害等級は労災法施行規則（昭和30年労働省令第22号）の規定に基づくものとし、障害が2以上ある場合、または障害の程度を加重した場合は、同規則の規定を準用し障害等級を決定する。

（2）遺族補償

| 補 償 額 | |
|-----------|----------|
| 業務上災害(万円) | 通勤災害(万円) |
| 1, 860 | 1, 130 |

備考 業務上死亡した場合は、遺族に対し表に定める額を支給する。ただし、障害補償支給後、再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行った障害補償額を控除した差額を支給する。